

所有している教員免許状の全てをお手元にご用意ください。 ※令和4年7月1日以降の教員免許状の取扱いについて

所有している免許状の中で**最初**に取得した免許状は平成21年3月31日以前に授与されている

はい

いいえ

所有している免許状は**旧免許状**となります
※最初の免許状が平成21年3月31日以前に授与されている

所有している免許状は**新免許状**となります
※最初の免許状が平成21年4月1日以降に授与されている

免許状の期限が令和4年7月1日以降である

免許状の期限が令和4年7月1日以降である

はい

いいえ

はい

いいえ

所有している免許状は有効期限のない免許状となります

いいえ

期限の日に現職教師であった

はい

所有している免許状は有効期限のない免許状となります

所有している免許状は**失効**状態です

所有している免許状は**失効**状態です

次ページ☆へ

～補足事項～

○「現職教師」とは？

→「現職教師」には、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、病気休職等、休暇、休業、休職中の者も含まれます。
有効期限の日に退職した教員について、定年退職者は「現職教師」、自己都合退職、勸奨退職者は「非現職教師」の扱いとなります。

「現職教師」とは「更新講習の受講義務者」を指します。具体的には以下のとおりです。

- 1)校長、副校長、教頭、及び教員（ただし、指導改善研修受講中の者を除く。）
- 2)教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- 3)2)に準ずる者として免許管理者が定める者

出典：文部科学省資料「令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて」

☆免許状を失効した方

一度、免許状を失効された方も都道府県教育委員会に「再授与」手続きを行っていただくことによって、有効期限のない免許状の授与を受けることが可能です。申請書等は下記URLをご参照ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/toukei/shinseisyo/download/309742.html>